２０２４前期　高所作業車運転技能講習のご案内（実施計画）

一般財団法人　日本産業技能教習協会　　― http://www.kyousyu.org ―
熊谷教習所　熊谷市三ヶ尻　３８５８　TEL 048-532-5781
本部　荒川区東日暮里6-60-1　日暮里駅前中央ビル　8F　TEL 03-5838-6924
（初版　R6.1.29 作成）

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、作業床が 10m 以上に達する(＊注参照)高所作業車の運転は、高所作業車運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。
(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 305 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

＊注　作業床 10m 未満の高所作業車の運転は「高所作業車運転業務特別教育」の受講が必要です。

（埼玉局登録第 305 号　教習機関登録更新予定日：2029 年 3 月 30 日）

1. 日程、定員など

実施回	第1回	第2回
日　程	4月	8月
	A　4～5日 B　3～5日 C　3～5日	A　22～23日 B　21～23日 C　21～23日
開　催	熊谷教習所	熊谷教習所
場　所	20名	20名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(＊受講資格を満たした上で)
A	2日	¥41,800 (39,600+2,200)	①移動式クレーン運転士免許 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了
B	3日	¥44,000(41,800+2,200)	①建設機械施工技術検定 ②普通、準中型、中型、大型、大特自動車運転免許所持 ③フォークリフト、車両系建設機械、ショベル、不整地運搬車いずれかの技能講習修了
C	3日	¥46,200 (44,000+2,200)	通常コース(普通自動車免許未所持)

・各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
・教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

4. 講習科目、時間割　受付 8:00～8:30　講習開始 8:45～

講習科目 コース (科目免除)	C	B	A	時間割例		講習時間	講師の氏名
運転に必要な一般的事項に関する知識	○	○		1日目	8:45～10:55	2 時間	原田　一男 強瀬　昇 安川　基行
原動機、電気に関する知識	○				11:00～15:10	3 時間	柿沼　勇一 強瀬　昇
作業に関する装置の構造取扱方法知識	○	○	○	2日目	8:45～14:50	5 時間	安川　基行 強瀬　昇
関係法令	○	○	○		15:00～16:00	1 時間	原田　一男 柿沼　勇一 安川　基行
学科試験	○	○	○		16:05～17:05	1 時間	
作業装置の操作	○	○	○	3日目	8:45～16:00	6 時間	柿沼　勇一 強瀬　昇
実技試験	○	○	○		16:05～17:05	1 時間	

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。
終了時間は目安です。ご了承の程、お願い申し上げます。

5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX③お電話、の何れかの方法にて、お申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、**必要事項を記入して**、写真**１枚**「縦 4cm×横 3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送ください。

＊各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。
＊受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。
＊注意　**開催日の２週間前の時点で１０名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

・講義の実施は日本語であり、使用テキストも日本語のみ対応しております。
恐れ入りますが、技能講習、特別教育ともに、日本語理解が不十分な方のご受講はお断りさせていただいております。
・当協会の技能講習修了証は、平成 19 年 4 月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会で**修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者はご持参をお願いいたします。（講習初日に連絡があります。）

高所作業車運転技能講習　科目免除一覧（コース分け条件表）

コース	受講の免除を受けることができる者	免 除 科 目
A	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な 一般的事項に関する知識
B	一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施行技術検定に合格した者	原動機に関する知識
	二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、又は、普通自動車免許を有する者	
	三 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	
C	通常の受講	免除なし